

Title	故ルドルフ・ジーヴァーツ、ハンス・ヨアヒム・シュナイダー編： 『犯罪学大事典 第五巻 補遺と総合索引』、第二版、一九九八年
Sub Title	Review Rudolf Sieverts und Hans Joachim Schneider (Hrsg.,) "Handwörterbuch der Kriminologie. Nachtrags- und Registerband." 2.Aufl., 1998.
Author	宮澤, 浩一(Miyazawa, Koichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2000
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.73, No.10 (2000. 10) ,p.167- 171
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20001028-0167">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20001028-0167</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 紹介と批評

故ルドルフ・ジーヴァーツ、  
ハンス・ヨアヒム・シュナイダー編

### 『犯罪学大事典 第五卷』

補遺と総合索引』、第二版、一九九八年

一 この「犯罪学大事典」は、実務家のアレクザンダー・エルスターとハインリッヒ・リンゲマンの手で編集され、一九三二年と一九三七年に公刊された二巻からなる初版（全二一五〇頁）を全面改定した、文字通り『犯罪学的大事典』である。

初版は、その当時の犯罪学・刑事政策学の分野で圧倒的にリードしていたドイツ・オーストリア犯罪学の業績が蓄積された著作であり、犯罪学関連のエンサイクロペディアとしての名声を博した『金字塔』ともいうべき「大事典」であった。しかしながら、第二巻の公刊年度が示すように、その当時の「ドイツ犯罪学」には、ナチス政権下の偏狭な人種理論の蔭を色濃く残した『犯罪生物学』の影響が顕著

であった。この大著の『今日的な意義』を評価するには、時代的な制約と部分的な利用価値を留保せざるを得ない。

同書は、類書が他になかったという事情もあり、出版後しばらくして売り切れとなり、増刷・改定の要望が強かったそうだが、一九三九年に勃発した第二次世界大戦、その戦後の混乱、ドイツ犯罪学の停滞などの事情が重なり、その改訂作業は大幅に遅れた。敗戦の痛手から立ち直り、さらには、戦後の混乱による犯罪、少年非行の増大に直面したドイツ犯罪学が、アメリカ犯罪社会学の影響を受けつつ再起を始めた一九六〇年代に入り、「犯罪学大事典」の改訂作業が始まった。当時、『月刊犯罪学と刑法改正』の編集を担当し、『ドイツ少年裁判所連合』の会長であり、ハンプルク大学の『刑法・犯罪学』と『少年法・少年補助』ゼミナールの所長を兼ね、ハンプルク地方裁判所長をも兼ねていたルドルフ・ジーヴァーツが中心となり、その主宰するゼミナールの助手であったヘルバート・イエーガーが編集助手を勤めて、刊行の進行に協力した。

二 第二版第一巻は、一九六六年に公刊された（Aber-  
glaube から Kriminalbiologie まで三七項目、五一九頁）。  
改訂作業の終了までには、なお、補遺と総合目次、事項索引からなる第五巻（一九九八年）まで、三二年の歳月を費

やした。第一巻の序文によると、「改訂版」は、全三巻を予定し、二一分冊を順次刊行する予定だったようである。第一巻が出た一九六六年には、ジーヴァーツは六三歳であり、定年が間近であった。予定通り原稿が集まらなかったという事情もあったようである。第二巻以後の刊行には、一九六九年にジーヴァーツの下で教授資格を得て、一九七一年にミュンスター大学教授に就任したハンス・ヨアヒム・シュナイダーが編集の責任を負った。シュナイダーにとっては、「犯罪学大事典」はそのライフワークの一つであり、恩師から受け継いだ終生の大事業とも言うべき仕事であった。

まず、その全容を紹介する。第二巻(一九七六年刊、Kriminalsoziologie から Rauschmittelmißbrauch まで二四項目、五六四頁)、第三巻(一九七七年刊、Rechts-friedensdelikte から Zwillingforschung まで三二項目、七一二頁)、第四巻(一九七九年刊、追録、二四項目、五六一頁)、第五巻(一九九八年刊、補遺三七項目、犯罪学のパイオニアたち、総目次、事項索引、七七一頁)であり、全部で一五四項目、総頁三二二七頁の文字通り浩瀚な「犯罪学大事典」となった。第二版では、第一版とは異なり、字句の解説に類する小項目は採用されていない。第二

巻以降、各巻は、犯罪学の国際的発展に貢献した研究者に捧げられている。第二巻は、吉益脩夫博士、第三巻は、ヘルマン・マンハイム博士、第四巻は、六八歳でアメリカのミネアポリスで客死したデンマークの犯罪学者カール・オットー・クリスティアンセン博士、第五巻は、一九八〇年に逝去されたルドルフ・ジーヴァーツの思い出に捧げられている。ちなみに、吉益博士の論文「双生児の研究」は、第三巻の巻末を飾っている。

三 犯罪学の分野では、一九七〇年代に入り、「ニュー・クリミノロジー」の台頭、「ラベリング論」、「ラディカル・クリミノロジー」、「クリティカル・クリミノロジー」等、百花繚乱(?)とも言うべき時代に入った。第二巻の刊行が一〇年も遅れたのは、そのような事情によるのかも知れない。事実、第一巻の執筆陣とテーマを見ると、一九六〇年代の第一人者が古典的な犯罪学のテーマを扱っていた。例えば、ヘルムート・V・ウェーバー(公務犯罪)、フリードリッヒ・シュトゥンプフル(非社会性及び犯罪生物学の二項目)、ローランド・グラスベルガー(放火)、ギュンター・ズッティンガー(窃盗と少年犯罪の二項目)、ウド・ウンドイッチュ(法廷心理学)、ベルトホルト・ミュラー(法医学)、エベルハルト・シュミット(刑事司法史)、ゲオ

ルク・K・ストリュップ(治療処遇)、カール・ペーター・ス(少年刑法)などの顔触れを見れば明らかである。第二巻と第三巻の内容にも、企画の段階でイニシアティブを取ったジーヴァーツ教授の発想が反映している。第二巻では、V・ウエーバー(犯罪社会学)、トーマス・ヴュルテンベルガー(芸術品の偽造及び組織と研究所の二項目)、ヘルムート・エアハルト(精神医学)、第三巻では、ヘルマン・マンハイム(累犯と予測)、アルバート・クレプス(保安監置)、ローター・フレデー(行刑・歴史)等がその例である。従って、犯罪学のその後の展開を考慮したとき、「追録」や「補遺」を加える必要があったことはよく理解出来る。もつとも、第四巻には、遅れて寄稿されたと思われる項目が多く、なかには、かなり重要な事項がある。例えば、刑事手続法の改正(ハインツ・ツィップ)、刑の量定と誤判の二項目(カール・ペーター・ス)、拘禁の心理学(ルドルフ・ジーヴァーツ)、少年行刑(アレクザンダー・ベーム)等である。ついでながら、第四巻の第一分冊は、一九七七年に出ている。その巻頭には、一九七五年の冬学期に、ミュンスター大学の犯罪学研究所で一二回にわたりに行った「日本の犯罪と刑事政策の現実」と題する私の特別講義の原稿がシュナイダーとの連名の論文「比較犯罪学・日本」として公

刊されている。

四 第四巻公刊後一九九年を経過して、一九九八年に完成した第五巻は、全体の補完の性格がある。この巻は、三分冊からなり、その第一分冊は一九八三年、第二分冊は一九九一年に公刊されている。従って、第三分冊の完成には七年を費やしたことが分かり、その事実をもってしても、刊行責任者のシュナイダーの苦勞を知ることが出来る。前二冊のうち、刑罰と処分(ウルリッヒ・アイゼンベルク)、刑法改正(ウルリッヒ・ウエーバー)、執行猶予・保護観察・行状監督(ミヒャエル・ワルター)、行刑・未決と成人教育の二編(ハインツ・ミュラー・デイト)、高齢者犯罪(エザット・A・ファッター)、原状回復(テトレフ・フレゼー)、マスメディアと被害者学の二編(ハンス・ヨアヒム・シュナイダー)が重要な項目である。

第三分冊は、一三編からなる。そのうち、暗数研究(ハンス・デイトラー・シュウイント)、外国人犯罪(ミヒャエル・ゲバウアー)、比較犯罪学・ドイツ民主共和国(ギュンター・クローイブル)、比較犯罪学・ポーランド(アンドレイ・マレク)の他は、児童犯罪と少年犯罪、児童の性的虐待、強姦、組織犯罪、政治犯罪、犯罪理論、学校、比較犯罪学の八編は、編者シュナイダー自身の筆になり、女性犯

罪を執筆したウルズラ・シュナイダーは、才媛の誉れ高く、連邦司法省に勤める令嬢である。私として、特に指摘しておきたいのは、シュナイダーの著書や編著の序文でしばしば言及されているように、それらの原稿の多くは、ヒルデガルト・シュナイダー夫人の手で浄書、編集された成果であるという事実である。編者シュナイダーの旺盛な著作活動の背景には、こうした家族の支えがある。

五 シュナイダーと最初に交友関係を持った日本の学者は、西原春夫さんであった。フライブルクに最初に留学された際、同大学のヴェルテンベルガー教授の助手をしていたシュナイダーと知り合い、その交友の成果として Haruo Nishihara/Hans Joachim Schneider, *Jugendkriminalität und Jugendgerichtsbarkeit in Japan*. RdJ 11.Jg., 1963, S. 337ff. が書かれた。私は、一九六九年一月にザールブリュッケン市で開催された第一五回全犯罪学会で「日本における被害者学的研究」を報告した折りに知り合い、文通していたが、一九七三年九月にエルサレムで開催された第一回国際被害者学シンポジウムの際、親交を深めた。一九七六年のポストンにおける第二回国際被害者学シンポジウムの際には、次回の会合に関して、良く話し合い、第三回をミュンスター、第四回を東京と京都で開

催するように決めた。一九七九年に、世界被害者学会を設立した際、副会長となり、会長になったシュナイダーを補佐した。

シュナイダーは、一九五七年、ケルン大学のボーネ教授の下で学位を取得した直後、指導教授を失い、その後、ヴェルテンベルガー教授の助手となったが、その下を離れ、フライブルク大学とバーゼル大学で心理学を学び、一九六七年に、ハンブルク大学のジーヴァーツ教授のゼミナールの助手となった。その不遇の時期の影響のためか、性格的に難しい所があり、ドイツの犯罪学会では孤立した存在であった。若いころから、アメリカ犯罪学に傾倒し、伝統的なドイツ犯罪学に批判的であったため、特に、テュービンゲン大学のハンス・ゲッピンガー教授と反りが合わず、年齢的に近いギュンター・カイザー教授ともあまり仲良くなかった。その一つの現れが、一九七九年のミュンスターでの国際被害者学シンポジウムを独力で主催せざるを得なかった事情に現れている。「犯罪学大事典」に、一部の例外を除き、ゲッピンガー・カイザー系の犯罪学者が執筆していないこともその事情を物語る。

ともあれ、シュナイダーと三〇年以上付きあっている私には、犯罪学・刑事政策、特に、被害者学に対する真摯な

対応と、学問一途な生きざまに共感する所が多い。また、多くの国際会議に出席し、学問情報を正確に集め、分析し、論文や資料にまとめ、併せて研究報告や講演の形で最新情報の提供に努める姿は、研究者の模範でもある(例えば、二〇〇〇年代の犯罪学理論の動向について、H.J. Schneider, *Kriminologie 2000: Neue Theoremsätze und ihre empirische Bestätigung*, JZ 2000, S. 387 ff. 参照)。わが国の次の世代の研究者が、今後、国際舞台で大いに活躍するに際して、その国際会議での対応の在り方、学問情報の収集と伝達の仕方など、是非とも参考にしてみたい。

宮澤浩一